

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和7年2月20日午後1時30分から令和7年第2回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は18名で次のとおりである。

第1番委員	坂井	聡	第12番委員	佐藤	浩幸
第2番委員	小野	まり子	第13番委員	佐藤	祝
第3番委員	宮本	賢	第14番委員	山路	和弘
第4番委員	倉田	和久	第15番委員	小坂	倫充
第5番委員	渡辺	好章	第16番委員	岩野	悦子
第7番委員	高橋	重貴	第17番委員	小嶋	教三
第8番委員	及川	宏和	第18番委員	田口	敏
第9番委員	有住	寿哉	第19番委員	高橋	正則
第10番委員	高橋	義隆	第20番委員	菊地	成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口	潤
事務局長補佐	高橋	真一郎
係長	田尻	和稔
主事	巴	春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
議案第4号	農地法の適用外証明願の審査について
議案第5号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	田尻	和稔
主事	巴	春菜

- 議 長 只今から令和7年第2回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。
時間 13時30分
- 議 長 3番宮本賢委員、6番松本隆委員、11番高橋新一委員から欠席の報告があります。
只今の出席委員は、17名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には19番高橋正則、1番坂井聡委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 事 務 局 長 日程第4、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 事 務 局 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 事 務 局 長 日程第5、報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知ついてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 1 2 番 委 員 12 番佐藤です。3 番の案件について、「賃借人へ贈与するため」とありますが、以降の議案で贈与となっていますので、「賃借人へ贈与するため」が正しい理由ではないでしょうか。また、報告 1 号の 8 番の案件についても、「借受人へ贈与するため」が正しい理由ではないかと思ひます。

事 務 局 12 番佐藤委員のご質問にお答えします。
 こちらは「賃借人へ贈与するため」が正しいので、訂正させていただきます。申し訳ありません。

議 長 その他、質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——

事 務 局 質疑がないようですので、報告第 2 号を終わります。

議 長 日程第 6、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。
 事務局説明を求めます。

事 務 局 【事務局 朗読説明】
 説明が終わりました。
 ここで、番号 2 番から 9 番、及び 15 番から 16 番の案件について 7 番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
 ——第 7 番委員退席——

議 長 これより、番号 2 番から 9 番、及び 15 番から 16 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 番号 2 番から 9 番、及び 15 番から 16 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。
 7 番高橋重貴委員の入席を許します。
 ——第 7 番委員入席——

議 長 7 番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました

議 長 これより、番号 1 番、10 番から 14 番及び番号 17 番の案件について、質疑に入ります。
 質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———
 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
 議 長 ———委員挙手———
 挙手全員であります。
 よって、当案件は、許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
 事務局 説明を求めます。
 事務局 局長 【事務局 朗読説明】
 説明が終わりました。
 つづいて、現地調査の報告を求めます。
 はじめに、番号1番と番号2番の案件について5番渡辺好章委員より報告願います。
 第5番委員 5番渡辺です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。
 2月17日午前、北部地区の宮本賢委員、小坂倫充委員、岩野悦子委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。
 譲受人である[]が倉庫兼事務所を建設するため、譲渡人である[]と[]が所有する田を、売買により取得し転用しようとするものです。
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、西側に幅員10メートル・2車線の県道に分断され、交通量も多く農業機械が容易に横断することが困難であるため、周辺の10ha以上の一団の農地に含まれないものと考えられることから、農振農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない「その他の第2種農地」に該当すると判断されます。この場合、申請地以外の土地で当該事業の目的が達成できる場合は、許可ができませんが、他の候補地と比較検討した資料を確認したところ代替性がないことが認められることから許可し得る例外規定に該当すると判断されます。
 一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、関連会社の[]からの融資により実施できることを融資証明書及び残高証明書により確認しています。
 また、周辺農地への被害防除措置としては、申請地に隣接する農地は所在しませんが、アスファルト舗装及び側溝等により土砂が隣接地や赤石堤に流出しないように措置する計画であることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。
 以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。
 以上で現地調査の報告を終わります。

議長

ご苦労さまでした。

つづいて、番号3番から番号5番の案件について14番山路和弘委員より報告願います。

第14番委員

14番山路です。番号3番から5番の案件について現地調査の報告をいたします。

2月17日午前に、南方地区の高橋義隆委員、佐藤浩幸委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である[]が共同住宅を建築するため、譲渡人である[]、[]及び[]所有の田を売買により取得し、転用しようとするものです。

なお、[]から事業を継承するため、令和6年11月の第11回農業委員会会議において農地転用事業計画変更を承認相当で県に進達し、令和7年1月8日付けで県知事から事業計画変更の承認を得ているものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを残高証明書により確認しています。

また、周辺農地への被害防除措置としては、東側に隣接する農地との境界部分及び北側の水路には十分な転圧を行い種子吹き付けにて法面を保護する。南側水路については、埋め立てをして土砂の流出を防止する。雨水、排水については、地下浸透を基本とし、南側から北側に勾配をつけて北側水路に排水する計画であることから、土砂や流水の被害は、想定されないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議長

ご苦労さまでした。

つづいて、番号6番の案件について、12番佐藤浩幸委員より報告願います。

第12番委員

12番佐藤です。番号6番の案件について現地調査の報告をいたします。

2月17日午前に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である[]が宅地分譲地を造成するため、譲渡人である[]さん所有の田を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施できることを残高証明書により確認しています。

また、周辺農地への被害防除措置としては、北側及び南側の道路の高さまで盛土整地し、転圧する。東側及び西側の農地との境界にはL型擁壁を設置し、農地へ崩落及び土砂の流出を防止する計画です。雨水排水については、当該地の中央に設置する位置指定道路の両脇に側溝を設置し、北側の道路側溝へ排水する。生活排水については、各分譲地からの排水を位置指定道路の下を經由して歩道下を通り、当該地の北側の道路下を通っている下水道に接続する計画になっていることから周辺への影響は、発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

つづいて、番号7番の案件について、10番高橋義隆委員より報告願います。

第10番委員

10番高橋です。番号7番の案件について現地調査の報告をいたします。

2月17日午前に、南方地区の佐藤浩幸委員、山路和弘委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である[]が宅地分譲地を造成するため、譲渡人である[]所有の田を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施できることを残高証明書により確認しています。

また、周辺農地への被害防除措置としては、隣接する土地及び既存水路に対しては、L型擁壁を設置して土砂の流出を防止するとともに、敷地は整地転圧を行って土砂の飛散を防止する計画になっていることから周辺への影響は、発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手

を求めます。

———委員挙手———

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第3号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番の案件について、14番山路和弘委員より報告願います。

第14番委員 14番山路です。番号1番の案件について現地調査の報告をいたします。

2月17日午前、南方地区の高橋義隆委員、佐藤浩幸委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

当初の事業計画では、XXXXXXXXXXが宅地分譲地を造成するため、平成19年9月14日付けで県から転用許可を受けて事業を着手したが、令和6年2月に当初の事業計画と異なる内容で完了していたことが発覚し、その経緯と原因について県南局農政部と農業委員会事務局にて確認をしたところ、当時の申請者の社内の管理体制の不備により誤った手続きをしていたことが判明しました。本来であれば、原状復旧させるところですが、すでに宅地分譲して住宅を建築し利用されており、原状復旧することが難しく、また、再発防止のため社内の管理体制を強化して誤りの防止に努めていくことを確認したため、事業計画変更申請により処理することを認めたものになります。

今回の事業計画変更については、計画地の北側に410㎡の残地を設ける計画に変更するものです。残地については、所有者に返還せず、申請者が令和7年度に残地を含めて隣接地に宅地分譲造成事業を実施するものとしております。

現地を確認したところ、計画変更に伴い周辺農地等への影響は、発生しないものと考えられます。

農地転用事業計画変更の意見としては、許可の取消処分を行っても農地として効率的に利用にされないこと、計画目的達成が困難となったことが、事業者の故意又は重大な過失ではないこと、変更前と同程度の緊急性及び必要性があること、自己資金により実施することが確実であること、周辺への影響は変更前に比べて同程度又はそれ以下であること、以上のことから許可基準から判断して、転用許可相当であることから、計画変更は問題ないと判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第3号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、承認相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、承認相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第4号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
事務局 朗読説明
局長 説明が終わりました。
ここで、所有権移転番1番の案件について13番佐藤祝委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——第13番委員退席——

議 長 これより、所有権移転番号1番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
所有権移転番号1番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
13番佐藤祝委員の入席を許します。
——第13番委員入席——

議 長 13番佐藤祝委員の案件については、原案のとおり決定しました。
続いて、利用権設定番号3番から6番の案件について7番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——第7番委員退席——

議 長 これより、利用権設定番号3番から6番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——

- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号3番から6番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
7番高橋重貴委員の入席を許します。
——第7番委員入席——
- 議 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
続いて、利用権設定番号7番から10番の案件について17番小嶋教三委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——第17番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号7番から10番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号7番から10番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
17番小嶋教三委員の入席を許します。
——第17番委員入席——
- 議 長 17番小嶋教三委員の案件については、原案のとおり決定しました。
続いて、利用権設定番号73番の案件について5番渡辺好章委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——第5番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号73番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 73 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。
 5 番渡辺好章委員の入席を許します。
 ——第 5 番委員入席——
- 議 長 5 番渡辺好章委員の案件については、原案のとおり決定しました。
 続いて、利用権設定番号 74 番の案件について 14 番山路和弘委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
 ——第 14 番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号 74 番の案件について質疑に入ります。
 質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 74 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。
 14 番山路和弘委員の入席を許します。
 ——第 14 番委員入席——
- 議 長 14 番山路和弘委員の案件については、原案のとおり決定しました。
 それでは、議案第 4 号の所有権移転番号 2 番から 16 番、並びに利用権設定番号 1 番から 2 番、11 番から 72 番までの案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第 4 号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。

議 長 ここで、3番宮本賢委員が到着したようなので、宮本賢委員の入席を許します。
——3番委員入席——

議 長 それでは、只今から、18名の出席となります。

議 長 日程第10、議案第5号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。

事務局長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 議案第5号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、原案のとおり作成要請することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり農地中間管理機構に対して、促進計画の作成を要請することに決定しました。

議 長 日程第11、議案第6号令和7年度金ケ崎町農作業労賃標準額の決定についてを議題とします。
事務局説明を求めます。

事務局長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第6号令和7年度金ケ崎町農作業労賃標準額の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり決定しました。

議

長

これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
令和7年第2回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さ
ました。

時間 14 時 35 分